

令和 6 年度宝くじ文化公演事業実施要綱

1. 趣旨

一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

2. 事業

令和 6 年度宝くじ文化公演事業は、次の各事業とする。

- (1) 宝くじ文化公演
- (2) 宝くじふるさとワクワク劇場
- (3) 宝くじまちの音楽会
- (4) 宝くじおしゃべり音楽館

3. 主催者

主催者は、市町村等（市町村、特別区、広域連合等の地方公共団体。都道府県及び政令指定都市は除く。以下同じ。）及び自治総合センターとする。ただし、都道府県及び事業の実質的な実施主体である公益法人等、会場となる文化施設等を管理する公益法人等に限り、これに主催者に加えることができる。

4. 実施時期

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの間に開催する。

5. 入場者の確保

(1) 市町村等は、本事業を当該団体の自主事業として円滑に実施し、かつ、成果を上げるよう努めること。特に広報誌への掲載やウェブサイト（ホームページ）への掲載、ポスターの掲出、チラシの配布、新聞等へのパブリシティ等、本事業の周知及び入場券の売り捌き等を積極的に実施し、入場者の確保を図ること。

(2) 入場者は会場となる施設収容人員の 80% 以上を確保するよう努めること。

6. 宝くじの社会貢献広報

本事業は、宝くじの社会貢献広報事業として実施するものであることから、市町村等は、本事業の周知に際し、印刷物等広報媒体において宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報に努めること。特に、市町村等が発行する広報誌には必ず掲載し、状況に応じ複数号に掲載すること。

7. 経費

本事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものは市町村等の負担とし、それ以外の経費は原則として自治総合センターが負担する。

- ①会場使用料
- ②音響、照明を含む会場の設備、備品使用料
- ③運営スタッフ（受付・会場整理・搬入搬出要員・駐車場・カゲアナ他）の費用及び付随経費
- ④ケータリング経費
- ⑤飾花・花束代
- ⑥ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費（ただし、ポスター、チラシ等は自治総合センターで作成し提供する。）
- ⑦フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料
（宝くじまちの音楽会の「演目2」及び、宝くじおしゃべり音楽館は必須。宝くじ文化公演は演目により必要となる場合がある。）
- ⑧広報誌、ウェブサイト（ホームページ）、新聞等の広報費
- ⑨地元出演者の募集及び参加に関する経費
（宝くじふるさとワクワク劇場の第2部、宝くじまちの音楽会の第2部、宝くじおしゃべり音楽館の第2部）
- ⑩入場券の売捌手数料
入場券の売捌手数料は、外部の前売所（プレイガイド等）を活用する場合についてのみ、設定できる。（ただし、売捌手数料の50%は、自治総合センターで負担する。）なお、入場料収入の振込手数料については、市町村等の負担とする。

8. 入場料金

入場料収入（売捌手数料控除後）は、自治総合センターと開催地側にそれぞれ50%ずつ帰属する。

（1）宝くじ文化公演

- ①入場料金は、1事業につき各都道府県内同一料金に設定するものとし、自治総合センターと市町村等が協議の上、定める。ただし、文化講演会については、原則入場無料とする。
- ②入場料金の額は、補助金、助成金等を受けて実施する公演を除く、いわゆる通常公演の入場料金の1/2程度の額を基準として定める。

（2）宝くじふるさとワクワク劇場

入場料金は、一般・学生の区別なく、一律2,000円（前売券）を基準とする。

（3）宝くじまちの音楽会

入場料金は、一般・学生の区別なく、一律2,000円（前売券）を基準とする。

（4）宝くじおしゃべり音楽館

入場料金は、2,500円（前売券）を基準とする。ただし、高校生以下は、1,500円（前売券）とする。